

本宮市造血幹細胞移植その他の理由による 予防接種再接種費用助成のおしらせ

本宮市では、小児がん等の治療のため造血幹細胞移植等により、既に定期接種によって得ていた免疫が低下又は消失した方に対し、感染症予防・重症化予防のため、任意による再接種の費用を助成します。

■対象者

本宮市に住民登録があり、再接種を希望する①～③全てに該当する方

- ①再接種を受ける日に20歳未満の方
- ②造血幹細胞移植その他の理由により、既に定期接種によって得ていた免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める方
- ③令和5年4月1日以降の再接種であること

■対象予防接種…治療前に接種済みの予防接種のうち、以下のもの

定期予防接種				任意予防接種
・ヒブ	・小児用肺炎球菌	・四種混合	・B型肝炎	・おたふくかぜ
・水痘	・不活化ポリオ	・麻しん風しん	・日本脳炎	
・二種混合	・HPV			

■手続きの流れ

申請手順		必要書類
①事前相談	・保健課へ相談 ・申請に必要な書類(1)、(2)を受け取る	(1) 本宮市造血幹細胞移植その他の理由による再接種費用助成適用認定申請書(様式第1号)
②事前申請	・必要書類(1)、(2)、(3)と印鑑を持参し、事前申請	(2) 本宮市造血幹細胞移植その他の理由による再接種に関する意見書(様式第2号)※ ※文書料が必要になる場合がありますが、 助成対象外のため自己負担 となります。
③決定通知	・本宮市から再接種費用助成決定通知書が届く	(3) 母子健康手帳
④再接種	・再接種実施 ・費用は、一旦、全額自己負担	(4) 領収書、明細書 (5) 予診票(原本)
⑤費用助成の申請	・必要書類(3)、(4)、(5)、(6)と印鑑を持参し、必要書類(7)を窓口で記入し申請 ★申請期限：接種日から1年以内	(6) 振込口座の通帳 (7) 本宮市造血幹細胞移植その他の理由による再接種費用助成金交付申請書(様式第4号)



申請のあった、翌月末に指定の口座にお振込みいたします。